

介護予防・日常生活支援総合事業の
算定構造のイメージ
(案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまで行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでなく、見直しの可能性があり得るものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業の 算 定 構 造

- 1 訪問型サービス費 (独自)
- 2 訪問型サービス費 (独自／定率)
- 3 訪問型サービス費 (独自／定額)
- 4 通所型サービス費 (独自)
- 5 通所型サービス費 (独自／定率)
- 6 通所型サービス費 (独自／定額)
- 7 その他生活支援サービス費 (配食／定率)
- 8 その他生活支援サービス費 (配食／定額)
- 9 その他生活支援サービス費 (見守り／定率)
- 10 その他生活支援サービス費 (見守り／定額)
- 11 その他生活支援サービス費 (その他／定率)
- 12 その他生活支援サービス費 (その他／定額)
- 13 介護予防ケアマネジメント費

1 訪問型サービス費(独自)

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)							
(1) 1週に1回程度の場合	1,148単位						
(2) 1週に2回程度の場合	2,296単位						
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,645単位			×90/100			
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)				正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88/100			
(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合	287単位	-1/100	-1/100		+15/100	+10/100	+5/100
(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位						
(2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合	220単位						
(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位						
ハ 初回加算 (1月につき +200単位)							
ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)						
ホ 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))							
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)						
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計					

：支給限度額管理の対象の算定項目

：「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

※ 単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

2 訪問型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

3 訪問型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位

⇒

所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位

⇒

所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇/100

⇒

所定単位数 × 〇〇/100

+〇〇/100

⇒

所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

4 通所型サービス費 (独自)

基本部分		注		注	注	注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業所の送迎を行わない場合
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	(1) 事業対象者・要支援1 (1月につき 1,798単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-376単位 (1月につき)	
	(2) 事業対象者・要支援2 (1月につき 3,621単位)						-752単位 (1月につき)	
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	(1) 事業対象者・要支援1 (1回につき 436単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合						-94単位 (1回につき)	
	(2) 事業対象者・要支援2 (1回につき 447単位) ※1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合						-47単位 (1月につき)	
ハ 生活機能向上グループ活動加算		(1月につき 100単位を加算)						
ニ 若年性認知症利用者受入加算		(1月につき 240単位を加算)						
ホ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)						
ヘ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)						
ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)						
	(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	(1月につき 160単位を加算)						
チ 一体的サービス提供加算		(1月につき 480単位を加算)						
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 88単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 176単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 72単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 144単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 24単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 48単位を加算)						
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位(3月に1回を限度))						
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算) ※運動器機能向上加算を算定している場合は、 1月につき+100単位						
ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき 20単位を加算)(6月に1回を限度)						
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)						
ヲ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)						
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)			注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×43/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)							
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×12/1000)			注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1000)							
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)		注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計					

： 支給限度額管理の対象の算定

： 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

※ 単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

5 通所型サービス費 (独自／定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

6 通所型サービス費 (独自／定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

7 その他の生活支援サービス費(配食/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

8 その他の生活支援サービス費 (配食/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

9 その他の生活支援サービス費 (見守り／定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

10 その他の生活支援サービス費(見守り/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

11 その他の生活支援サービス費(その他/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

12 その他の生活支援サービス費(その他/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

13 介護予防ケアマネジメント費

対象者は、事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5とする。

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算
イ 介護予防ケアマネジメント費 (1月につき) <u>(442単位)</u>	<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)		
ハ 委託連携加算 (+300単位)		

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。